

公益目的通報の調査結果(令和8年4月15日報告分)について(公表)

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

記

1 通報日 令和8年1月24日

2 通報形態 FAX

3 通報内容

三田保育所における休憩時間の未付与並びに安全配慮義務違反

本来45分の休憩時間が与えられるべきところ、実際にはそのうち15分が園児たちとの給食時間に充てられている。残りの30分も所属長が開催する会議等への参加を求められ十分な休憩が確保されておらず、代替措置等の配慮もない。

4 調査結果

(1) 事実認定

ア 根拠法令

三田市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「条例」という。）第3条に「1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分（中略）の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない」と規定。

イ 職員アンケートに基づく現場実態

管理職を除く保育士に実施したアンケートに対して、15名のアンケート回答があり、その概要から、現場実態の傾向が一致していることが確認された。条例上付与すべき休憩時間は45分であるが、そのうち15分が園児の給食時間と重複しており、食事中の見守りや介助等の業務が発生している。

残りの30分は園児のお昼寝の時間帯に取得するとされているが、会議等の業務挿入により十分に確保されないことがある。業務挿入の頻度については個人差があるものの「月に6回、7回、8回入る」といった類似の傾向が認められた。

ウ 管理職の見解と弁明

管理職A及びBへのヒアリングにおいて、両名とも「45分の休憩が取れていない、うち15分は給食時間に充当されている」事実を認めた。また、残りの30分の休憩も園児のお昼寝時間帯に確保する運用であるが、業務挿入により短縮される場面があるとの見解を示した。一方で、両名は、令和7年4月の着任前からのルーティン・慣例として定着していたものであり、新たに指示したものではない旨の弁明を行っている。

(2) 判断

給食時間における園児の見守りや介助等の対応は、実質的に指揮監督から離れた状態とは到底評価し難く、明らかに業務の一環である。さらに、残り30分の休憩時間も、会議等の業務挿入により十分な休憩時間が確保されていない実態が認められる。したがっ

て、条例で定められた「少なくとも45分の休憩時間」が付与されていないことは明確であり、労働条件の違法状態が継続していると評価する。

現在の状況が、着任前からの慣例・ルーティンであったとする管理職の弁明は事実であると推認されるものの、管理職として職員の安全配慮および適切な労務管理を行う義務を免れる理由にはならない。

現状の運用は法令や条例の趣旨に反するものであるため、従前からの慣例であるか否かにかかわらず、早急に業務体制の見直しや代替措置の検討を含めた是正措置を講じる必要があると判断する。

5 その他

(1) 調査結果を踏まえた市の見解と対応

職員の休憩時間の確保については、条例に基づき適切に確保すると同時に、過去から慣例的に行われてきた現在の勤務状況についても早急に見直す。また、これを受けて、全庁的に職員の休憩時間の確保と管理職の労務管理について適正に行うよう周知する。

(2) 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表